

むつ市地域子育て支援拠点事業（田名部地区）業務委託仕様書

1 委託業務の名称

むつ市地域子育て支援拠点事業（田名部地区）委託業務

2 委託業務の目的

乳児又は幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行うことにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進することを目的とする。

3 委託期間

業務委託期間は、契約締結日の翌日から令和7年3月31日までとし、契約締結日の翌日から令和6年3月31日までを開設準備期間とする。

業務実施期間は令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

なお、適切な事業運営が認められる場合、次年度以降も継続して委託することがある。

4 実施場所

次の要件を全て満たす法人所有の専用施設または借り上げた専用施設とする。

- (1) 子育て親子が集う場として適した場所であること。
- (2) 施設整備費として国庫補助及び県補助を受けていない施設であること。
- (3) むつ市内の次のいずれかに所在する施設であること。

海老川町、金谷、上川町、栗山町、小川町、下北町、十二林、昭和町、新町、田名部町、中央、苫生町、仲町、本町、松山町、美里町、緑ヶ丘、緑町、柳町、横迎町、若松町

- (4) 概ね10組の子育て親子が一度に利用しても差し支えない程度の広さ（概40㎡以上）があること。
- (5) 授乳コーナー、流し台、ベビーベッド、遊具その他未就園児を連れて利用しても支障が生じないよう必要な設備を有すること。

5 対象者

主として概ね3歳未満の児童及び保護者

6 一般事項

(1) 事業の実施は、「むつ市地域子育て支援拠点事業実施要綱」の規定に基づいて行なうものとし、関係法令等を遵守するものとする。

(2) 事業実施にあたり、受注者は会計区分を明確にするとともに、関係書類及び諸帳簿等を備え常時記録を保管し、利用・相談状況など必要に応じて市に報告するものとする。

ア 委託契約書（写）及び仕様書

イ 会計関係書類

ウ 事業計画及び職員配置計画

エ 事業実績記録、統計

オ その他必要書類

(3) 受注者は、仕様書に明記がない場合であっても、運営要領の趣旨に照らし必要と認められる業務は、市と協議の上誠実に履行するものとする。

7 事業内容

(1) 基本事業

①次のア～エの取組を基本事業としてすべて実施すること。

ア 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進

イ 子育て等に関する相談、援助の実施

ウ 地域の子育て関連情報の提供

エ 子育て親子又は将来子育て支援に関わるスタッフとして活動することを希望する者等を対象とする子育て及び子育て支援に関する講習等の実施
(月1回以上)

②地域全体で子育て環境の向上を図るため、関係機関や子育て支援活動を行っているグループ等と連携を図りながら、以下に掲げる取組を必ず実施すること。

ア 子育て支援を必要とする家庭等の支援のため、公共施設等に出向いて、親子交流や子育てサークルへの援助等の地域支援活動の実施

イ 地域支援活動の中で、より重点的な支援が必要であると判断される場合に、関係機関との連携・協力による支援の実施

(2) 実施要件

ア 原則として週5日以上、かつ1日5時間以上開設すること。

イ 開設時間は、子育て親子が利用しやすい時間帯とするよう配慮すること。

ウ 育児、保育に関する相談指導等について相当の知識・経験を有する者であって、地域の子育て事情に精通した専任の者を2名以上（うち1名以上は常勤）配置すること。

8 事業の利用料

原則無料とする。

ただし、講習会の材料費等利用者負担が適当と認められる必要最低限の実費については、徴収できるものとする。

9 実績報告

受注者は、委託期間終了時に、この事業の履行に関して完了報告（事業の実績報告・収支報告）をしなければならない。

10 委託上限額

(1) 運営費 8,639,000円（年額）

(2) 開設準備経費 4,000,000円（開設初年度のみ）

なお、開設準備経費については契約締結日の翌日から令和6年3月31日までの経費を対象とし、開設準備期間においては運営費の支払いは生じない。

11 職員研修

職員に対して業務上必要とされる研修、指導教育を実施し、利用者サービスの向上を図ること。

事業に従事する者は、「子育て支援員研修事業の実施について」（平成27年5月21日付雇児発0521第18号）の別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」別表1に定める基本研修及び別表2-2の3に定める子育て支援員専門研修（地域子育て支援コース）の「地域子育て支援拠点事業」に規定する内容の研修又はそれと同等の研修を修了すること。なお、当該研修を既に受講している場合は、改めて受講する必要はないが、受講していない者は当該事業に従事することになった年度中に受講すること。

12 業務委託料の支払い

(1) 委託料の請求については以下のとおりとする。

ア 開設準備経費

受注者が令和6年3月31日までに実際に支払った経費（実際に支払った経費が4,000,000円を超えるときは、4,000,000円を限度とする。）を対象とし、履行の翌月に受注者からの請求により支払うものとする。なお、千円未満の端数が生じた場合は、端数を切り捨てるものとする。

イ 運営費

委託料（年額）に12分の1を乗じて得た額を月ごとに支払うものとし、履行の翌月に受注者からの請求により支払うものとする。なお、分割した際に千円未満の端数が生じた場合は、端数を切り捨てるものとし、切り捨てた額の合計を毎年度最初の支払月に加えて支払うものとする。

(2) 発注者は請求書を受領した日から30日以内に委託料を支払うものとする。

1.3 個人情報の保護

受注者は、この契約による事務を処理するための個人情報については、別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

1.4 委託業務実施上の留意点

- (1) 実施施設の安全管理に十分配慮し、火災、事故、損傷等を防止し利用者及び業務従事者の安全確保に努めるとともに、財産等の保全に努めること。
- (2) 実施施設の衛生管理に十分配慮し、快適な利用ができる状態の保持に努めること。